

基建第1722号
令和7年2月19日

第4区区長 松石 英次 様

基山町長 松田 一也 印



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和6年11月18日付けで提案がありました道路の陥没補修について、河川の管理者である東部土木事務所に問い合わせたところ、今年度中に対応するとの回答をいただきました。詳細な時期につきましては令和7年2月20日までに決定することでしたので東部土木事務所より連絡があり次第、情報の共有をいたします。

2 取扱いの理由

河川の維持管理は東部土木事務所の管轄であるため。